

平成31年第1回（4月）臨時会

東伊豆町議会会議録

平成31年 4月4日 開会

平成31年 4月4日 閉会

東伊豆町議会

平成31年第1回東伊豆町議会臨時会会議録目次

第1号（4月4日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○町長挨拶	3
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収 条例等の一部を改正する条例）	5
○議案第31号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部 を改正する条例について	7
○報告第1号 平成30年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に について	13
○閉会の宣告	14
○署名議員	17

平成31年第1回東伊豆町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成31年4月4日(木)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 4 議案第31号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 報告第 1号 平成30年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

出席議員(12名)

1番	笠井政明君	2番	稲葉義仁君
3番	栗原京子君	5番	西塚孝男君
6番	内山愼一君	7番	飯田桂司君
8番	須佐衛君	10番	藤井廣明君
11番	森田禮治君	12番	鈴木勉君
13番	定居利子君	14番	山田直志君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	太田長八君	副町長	鈴木利昌君
教育長	黒田種樹君	総務課長	梅原裕一君
企画調整課長	村木善幸君	税務課長	福岡俊裕君
住民福祉課長	村上則将君	住民福祉課参事	木田尚宏君
健康づくり課長	鈴木嘉久君	健康づくり課参事	齋藤和也君

農林水産課長	鈴木伸和君	観光商工課長	森田七徳君
建設課長	齋藤匠君	建設課技監	桑原建美君
防災課長	竹内茂君	会計課長兼 会計管理者	正木三郎君
教育委員会 教育事務局長	梅原巧君	水道課長	鈴木貞雄君
水道課参事	前田浩之君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山田義則君	書記	吉田瑞樹君
--------	-------	----	-------

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（飯田桂司君） それでは改めまして、皆様、おはようございます。

平成31年東伊豆町議会第1回臨時会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては公私ともに大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本臨時会には専決処分に関する承認案、条例の一部改正案及び報告がそれぞれ上程されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進行されますようお願い申し上げます、開会の挨拶とします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成31年東伊豆町議会第1回臨時会は成立しましたので、開会します。

なお、農林水産課参事より本日の会議を欠席するとの届け出がありましたので、御報告します。

◎町長挨拶

○議長（飯田桂司君） 町長より挨拶をいたします。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） おはようございます。

平成31年第1回臨時会を招集申し上げたところ、議員各位におかれましては何かと御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の3月定例会閉会後において職員の暴言問題により、議員各位を初め町民の皆様方に大変な御心配と御迷惑をおかけし、行政への信頼を損ねましたことを心からお詫び申し上げます。今後は信頼回復に向けまして、全庁一丸となって取り組んでまいり所存でございますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

桜の花もきれいに咲き誇り、春の気配もようやく整ってまいりました。新年度を迎え、町内の幼稚園や小中学校では、待ちに待った入園・入学式が行われます。真新しい制服に身を包み、新しく学校生活をスタートさせる新入生の皆さんは、希望に胸を膨らませて、明るく元気に一步を踏み出して欲しいと願っております。

さて、本臨時会には、専決処分の承認、条例の一部改正、さらには報告案件の御審議をお願いすることとしております。

専決処分につきましては、法改正に伴う町税の賦課徴収条例の一部改正について処分したところでございます。

条例の一部改正につきましては、職員の戒告処分に伴い、東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正するものであります。

また、報告案件につきましては、平成30年度一般会計繰越明許費繰越計算書の繰越額の確定に伴い報告をさせていただくものであります。

最後になりましたが、町民並びに議員各位におかれましては、季節の変わり目ですので、健康に十分留意され、御活躍されますように御祈念申し上げまして、簡単ではございますが、臨時会開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（飯田桂司君） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（飯田桂司君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（飯田桂司君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番、笠井議員、2番、稲葉議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（飯田桂司君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

◎日程第3 専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）

○議長（飯田桂司君） 日程第3 専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

平成31年度の税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことから、東伊豆町税賦課徴収条例等の一部改正を図ったものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日付にて、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めますのでございます。

詳細につきましては、税務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいた

します。

○議長（飯田桂司君） 税務課長。

○税務課長（福岡俊裕君） それでは、ただいま提案されました専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律では、個人住民税関係及び軽自動車税関係を中心に、それぞれ制度の一部が見直されたことから、東伊豆町税賦課徴収条例等の条文整備を図る内容でございます。

主な内容を資料により、説明させていただきます。

お手元の専決承認第2号説明資料をごらんください。

1点目、個人住民税関係では、①ふるさと納税制度の見直しとして、総務大臣が次の基準に適合する都道府県等を、ふるさと納税（特例控除）の対象として指定する制度が導入されます。

対象となるのは寄付金の募集を適正に実施する都道府県等であり、かつ、返礼品の返礼割合を3割以下とすること及び返礼品を地場産品とすることの条件を満たす都道府県等となります。

次に、②住宅ローン控除の拡充に伴う措置として、住宅ローン控除の控除期間が現行の10年間から13年間に3年延長されます。その間、11年目以降の3年間については、建物購入価格（4,000万円を限度）の3分の2%または住宅借入金等の年末残高（4,000万円を限度）の1%のいずれか少ない金額が控除の限度額となります。

次に、③子供の貧困に対応するための個人住民税の非課税措置として、子供の貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置が講じられます。

2点目、軽自動車税関係では、①グリーン化特例（軽課）の大幅見直しにより、環境性能割の導入を契機に、自家用乗用車に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象が、電気自動車等に限定されることとなります。消費税率の引き上げに配慮し、現行制度を2年間延長した上で、平成33年度4月1日以後に初回新規登録等を受けた自家用乗用車から適用されることとなるもので、詳細は次の表にお示しした内容となります。

次に、②需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減の措置が講じられ、消費税率引き上げに伴う対応として、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、環境性能割の税率が1%分軽減される内容となります。

3点目、その他として、①熊本地震による被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置の適用期間を2年延長するなどの措置が講じられます。

また、②地方税法の改正を受け、同法との整合性を保つための条文整備を図ります。

最後に施行期日につきましては、平成31年4月1日から施行します。ただし、個人住民税関係の規定の一部は平成31年6月1日、平成32年1月1日及び平成33年1月1日から、軽自動車税関係の規定の一部は平成31年10月1日及び平成33年4月1日から施行するというところで、以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第2号 専決処分承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第4 議案第31号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田桂司君） 日程第4 議案第31号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました、議案第31号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

平成31年3月27日に決定した、職員の戒告処分に対する監督不行き届きにより、私及び副町長の給与を減額する内容でございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君） 総務課長。

○総務課長（梅原裕一君） ただいま提案されました、議案第31号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、お手元の資料により概要を御説明させていただきます。

平成31年3月25日町議会3月定例会閉会後の職員から議員に対する暴言により、平成31年3月27日、同職員への懲戒審査委員会が開かれ、同委員会において地方公務員法第29条第1項第3号並びに東伊豆町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例に基づき、戒告処分の決定がされました。

この処分に対し、町長及び副町長の職員への監督不行き届きにより、別添資料のとおり、平成31年4月に支給される給料月額から、10分の1を乗じて得た額を減じた額を支給することといたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（飯田桂司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、栗原議員。

○3番（栗原京子君） 今回のこの議案の内容ではないんですけれども、この元課長による暴言に対しての処分ということで、元課長本人と副町長、そして総務課長のほうから直接私と笠井議員のほうに謝罪がありました。

そこに同席していた正副議長の議長のほうから、処分の報告をするよというお話を伝えてありました。それで、議長、副議長のほうには処分の報告が行ったようではありますが、当事者である私と笠井議員のほうには報告のほうはありませんでした。伊豆新聞のほうでその内容を知り、また町長のほうからは未だに直接の謝罪がない状態であります。

これは本当に一般常識から考えてもちょっと理解しがたい、失礼極まりない対応ではない

のかなというふうに考えますが、なぜ町長のほうから直接謝罪をしていただけないのか、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯田桂司君） 町長。

○町長（太田長八君） その辺は本当申しわけございませんでした。その辺はこの場をかりましてお詫び申し上げたいと思います。

そういう中で、直接私は今本当にこの場でお詫び申し上げます。

そういう中で私のほう、配慮がちょっと足りなかったなと思っています。そういう中で皆さん方に一応、議長、副議長に戒告処分の内容を申し上げました。当然私の考えとしましては議会に言ったもので、その方面から皆さん方議員に行くのではないかと考えておりましたもんで、その辺は御理解願いたいと思います。

とにかく私から直接、笠井議員と栗原議員に謝罪しなかったのはこの場をかりてお詫び申し上げます。

以上です。

○議長（飯田桂司君） 他に質疑ありませんか。

1 番、笠井議員。

○1 番（笠井政明君） 今、町長から謝罪はいただきましたけれども、この抗議文に関しては、私と栗原議員、個人名で抗議文として太田長八町長に対しての文書でございます。

謝罪は今ございましたが、抗議文で文書で出していたものを、東伊豆町議会に対して謝罪文という形は提出されたかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（飯田桂司君） 町長。

○町長（太田長八君） 謝罪文は出しておりません。

○議長（飯田桂司君） 1 番、笠井議員。

○1 番（笠井政明君） 社会の常識として、抗議文というものが出された場合、文書で提示をしておりますので、すぐ町長のほうから謝罪文という形で、議会ないし個人名で出しておりますので個人でも結構でございます、提出を求めます。よろしく願いいたします。

○議長（飯田桂司君） 町長。

○町長（太田長八君） 今、笠井議員が言ったように、文書として正式に謝罪文を出させていただきます。

○議長（飯田桂司君） 他に質疑ありませんか。

10番、藤井議員。

○10番（藤井廣明君） 今回こうしたことは、私は単に二人に対する暴言ということではなくて、私たち議員に対する暴言であるというふうに捉えております。

町長におかれましては、どうしてこういった事態が発生したのか、あるいはまた今後の綱紀肅正の策についてはどのように考えているか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（飯田桂司君） 町長。

○町長（太田長八君） どうして発言したか、それは私はわかりません。その辺はちょっとごめんなさい、発言は控えさせていただきます。

そういう中でこれから綱紀肅正、これは十分しなければならぬと考えて、やっぱりこういうことを言うことは社会人としていかがかと思っておりますので、その辺は十分対応した中で、本当、今回は私の監督不行き届きよりましてこういう事態になりましたもので、その辺はこれから十分注意した中でやっていきたい。それはこれを一つの教訓といたしまして、これからのような感じでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯田桂司君） 10番、藤井議員。

○10番（藤井廣明君） ただいま町長は、どうしてこういった事態が発生したかわからないと、このようにおっしゃっております。確かに個人の発言ですから、それは予期しがたいということもあろうかと思えます。ただ、町の課長ともなりますと、これは本当に幹部、町長、副町長に次ぐ幹部職員で、こういった者が単に一朝一夕に起ったのではなくて、やはりこういった背景があったのではないかと、私はそういうふうに考えております。

例えばですね、いろんな事故等々はみんなヒヤリハットというふうに言いますね。何回かのヒヤリとしたこと、ハットしたこと、そういったものが重なって一つの事案が生まれるんだと、事件が生まれるというふうな定説がございます。そういった例からいいますと、当課長にあっては、私は以前からかなり問題があったのではないかとこのように思うわけです。

例えば町長は御存知かどうか知りませんが、御存知のはずですけれども、以前こういったフェイスブックに文章が流れております。いいですか、ここの内容です。「東伊豆町職員は、仕事サボってサーフィン。同町で数日前に海難死亡事故が発生したばかりなのに」という見出しで、台風接近の荒波を見てサーファーの好奇心を喚起しているということがありました。

これはフェイスブックに載っているんですよ。フェイスブックということは、日本はおろか世界にも駆けめぐらるんですよ、こういった情報は。ということはどうでしょうか。職員、その方が、たとえ「30年前のことですけども」なんていうふうに言っていますけれども、自分

たちは仕事をサボってサーフィンをやっていたと、はっきりこうやって載っているわけですよ。写真入りですよ、本人の。皆さんどうぞ御回覧ください。

こういったことがどのように町長は思って、また、このことが何らかの報告はなかったのかどうか、町長の耳に達していたのかいないのか、それについてはどのような処置をされたか、こういったことに関してお伺いしたいと思います。

○議長（飯田桂司君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然そのフェイスブックは知っております。そういう中で、その時もやっぱり委員会を開きまして戒告しております。その中でやっぱり管理職でございますが、管理職会議におきましても、こういうことは絶対しないようにということは指導しております。処分としては一応戒告を出しております。

以上です。

○議長（飯田桂司君） 他に質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 私も議員生活の中で、ああいう出来事というのは本当に初めてだというふうに思っております。

私は、町長ね、綱紀肅正ということの中で一番僕が感じるのは、ほとんど議場を出ようとしたところですよ、出入り口です。それで、議員に対してああいう暴言を吐く。根本的には、やはり議会に対する軽視、議員に対するやっぱり軽視というものが根底にあるんじゃないのかと。それは職員として行政のプロである方々からすれば、議員の質問やいろんなことについて、不十分だなどか思うこともあるのかもしれない。しかし、時この議場の中でああいう暴言を吐くということは、基本的にやっぱり議員とか議会を軽視しているというような、このやっぱり一点が極めて私は重要じゃないのかなと。今まで個人的にいろいろ言う人があったとしても、議場の中で、議員を名指しで、ああいうやっぱり暴言を吐くというような人はほとんどいなかったですよ。

そういうことがですね、議会終了後すぐに行われる。それはやっぱり議会の調査委員会等の審議に対しても極めて重大な問題だと思うんですよ。

そういうことがやっぱり根底になかったのかなと、そういうことをやっぱりしっかりと綱紀肅正という言葉の中で取り組んでいただかなければ、逆に言えば、議員を目下の人間のように見ているからああいう暴言が軽率にも出るんじゃないのか。それは本人だけの問題なのか、やっぱり役場としてそういうところもしっかりもう一回見直して、その対応を図る必要

もあるんじゃないかと思えますよ。

○議長（飯田桂司君） 町長。

○町長（太田長八君） すみません、これは個人のあれですから、ちょっと個人のこと、察しはありません。

しかし、私は議場内ではなく、廊下でやったと聞いております。議場内でそんな暴言をやったら、それはとんでもないことで、やっぱり議場内はあくまでも神聖な場所でございますから、私が聞いたのは、終わって外へ出てから二人に何か暴言を吐いたようなことを聞きましたもので、その辺、議場内ということは私は聞いておりませんので、その辺は御理解願いたいと思います。

それで、今、直志議員が言いました、やっぱり彼はどういう気持ちかわかります。また、管理職会議におきましても、やっぱり議会というものは大事なもので、やっぱり両輪であるということはまた再度言っていきたいと考えております。そういう軽視ということは絶対ないと私は思いますが、それは元企画調整課長の考えで、それはちょっとわかりませんもので、今後は管理職会議とか何かで、やっぱり両輪という中でやっていく、そう考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 議場内か外かと言われるんですけれども、少なくとも私はここにいる、課長が指をさして、議員を指している姿はここから見えましたんで、私は出入り口近辺である、完全に100%廊下の中であったというふうには思っておりません。ここから指をさす状況というのは見えました。だからそういうこと。ただ、言葉までここまでは直接は聞こえてこない。

いずれにしてもですね、その中だったら大事で、外だったら大事じゃないかという問題ではないので、本人調査委員会等の対象になるような人物が、その提案または賛成した議員に暴言を吐くと。いわゆる議会に対する圧力というような、非常にやっぱり悪質な行為だったと私は思うんですよ。過去なかった。

だから、そういうことをしっかり受けとめていただいて、当局のほうもやっぱり直すべきものを改めるということを徹底してやっていただきたいし、そういうことについては、ぜひまた議長等へも御報告をいただきたいと思えます。

○議長（飯田桂司君） 副町長。

○副町長（鈴木利昌君） ただいまの綱紀肅正につきましては管理職会議の中で、町長からもその辺のことは厳しく伝えてあります。それ、終了後に私のほうで全管理職を集めまして、二度とこのようなことが起きないようにということで、そこでまた肅正を図っておりますので、御理解をよろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（飯田桂司君） 町長。

○町長（太田長八君） 山田直志さんの言った議長に対しての回答、これ今、副町長が言いましたそのような文章というか、議長には出したいと思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯田桂司君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯田桂司君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第31号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 報告第1号 平成30年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（飯田桂司君） 日程第5 報告第1号 平成30年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました報告第1号 平成30年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、提案理由を申し上げます。

本件につきましては、農業振興事業、各幼小中学校空調設備整備事業及び稲取小学校ブロック塀改修事業、計8事業の総額1億367万6,000円のうち1億67万6,000円を平成31年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調整し、ここに報告するものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君） 総務課長。

○総務課長（梅原裕一君） ただいま提案されました、報告第1号 平成30年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明させていただきます。

本件につきましては、平成30年東伊豆町議会3月定例会において、東伊豆町一般会計補正予算により、繰越明許費の設定を御承認いただきました8事業につきまして、それぞれの繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。

内容につきましては、平成30年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書に記載しております。農業振興事業では、経営体育成支援事業補助金が187万4,000円、各幼稚園、小学校、中学校空調設備整備事業及び稲取小学校ブロック塀改修事業では、空調設置工事管理業務委託料及び空調設置工事並びにブロック塀改修工事として9,880万2,000円、計8事業合計で1億67万6,000円を平成31年度へ繰り越すものであります。

以上簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（飯田桂司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯田桂司君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（飯田桂司君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成31年東伊豆町議会第1回臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前10時01分